

兵庫県公報

令和2年3月6日 金曜日 第88号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 指定市町村事務受託法人の指定（高齢政策課）	1
○ 公益社団法人兵庫県シルバー人材センター協会の業務拡大に係る業種及び職種の指定（労政福祉課）	1
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	2
○ 同上（同）	2
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	3
公 告	
○ 落札者等の公示（企画県民部総務課）	3
○ 入札公告（契約管理課）	4
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	10
○ 落札者等の公示（管理課）	11
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	12

告 示

兵庫県告示第262号

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人として、次のとおり指定した。

令和2年3月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 事務所の名称及び所在地

名 称 株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター 神戸本社

所在地 神戸市中央区伊藤町119番地 大樹生命神戸三宮ビル10階

2 事務所を設置している法人の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター

主たる事務所の所在地 神戸市中央区伊藤町119番地 大樹生命神戸三宮ビル10階

3 指定年月日

令和2年2月20日



兵庫県告示第263号

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第45条において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、公益社団法人兵庫県シルバー人材センター協会の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定した。

令和2年3月6日

兵庫県知事 井戸敏三

指定をした業種	指定をした職種	指定に係る市町の区域	指定年月日
32-その他の製造業	H-54製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く。)	伊丹市	令和2年3月1日

55-その他の卸売業	K-75運搬の職業	丹波篠山市
56-各種商品小売業	C-27生産関連業務の職業	芦屋市
	D-32商品の販売の職業	芦屋市
	H-54製品製造・加工処理の職業	芦屋市
83-医療業	I-66自動車運転の職業	伊丹市
85-社会保険・福祉、 介護事業	E-42その他のサービスの職業	尼崎市

注1 業種は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定める中分類に規定する業種による。

2 職種は、厚生労働省編職業分類（平成24年3月改訂）に定める中分類に規定する職種による。



兵庫県告示第264号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年3月6日から供用を開始する。

その関係図面は、令和2年3月6日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月6日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 三川下岡線	美方郡香美町香住区畑字西畑362番2から 同郡同町香住区畑字下モ林318番4まで	旧	3.0から 8.0まで	144.0	
		新	3.0から 8.0まで	144.0	



兵庫県告示第265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年3月6日から供用を開始する。

その関係図面は、令和2年3月6日から2週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月6日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 429号	朝来市生野町黒川字ビョウブガ谷89番2から 同市生野町黒川字屏風野297番6まで	旧	6.0から 22.0まで	257.0	
		新	11.0から 31.0まで	249.0	

~~~~~

**兵庫県告示第266号**

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、1については令和2年3月30日から、2については同年2月25日から適用する。

令和2年3月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 表兵庫県信用農業協同組合連合会の項中

「  

|  |           |         |
|--|-----------|---------|
|  | 同 名塩駅前出張所 | 西宮市名塩新町 |
|--|-----------|---------|

」

を

「  

|  |         |         |
|--|---------|---------|
|  | 同 名塩駅前店 | 西宮市名塩新町 |
|--|---------|---------|

」

に改める。

2 表株式会社但馬銀行の項中

「  

|  |         |            |
|--|---------|------------|
|  | 同 姫路東支店 | 姫路市市川橋通2丁目 |
|  | 同 高砂支店  | 高砂市荒井町若宮町  |

」

を

「  

|  |         |            |
|--|---------|------------|
|  | 同 姫路東支店 | 姫路市市川橋通2丁目 |
|--|---------|------------|

」

に改める。

**公 告**

**落札者等の公示**

WT〇に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和2年3月6日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
兵庫県自治研修所ほか17施設で使用する電力 予定数量11,406,621キロワット時／年
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県企画県民部企画財政局総務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和2年1月20日
- 4 落札者の名称及び住所  
関西電力株式会社 大阪市北区中之島3丁目6番16号
- 5 落札金額（税抜）  
152,502,898円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和元年11月22日

## 入札公告

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和2年3月6日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 入札に付する事項

## (1) 工事名

兵庫県立大学姫路工学キャンパス新2号館（仮称）建築工事（以下「本件工事」という。）

## (2) 工事場所

姫路市書写字西ノ口2167番

## (3) 工事概要

ア 新2号棟 鉄筋コンクリート造6階建 延べ面積13,730.22平方メートル

イ 倉庫棟 鉄筋コンクリート造1階建 延べ面積45.36平方メートル

ウ 上屋棟 鉄骨造1階建 延べ面積116.64平方メートル

エ 屋外付帯工事 雨水排水工事、植栽工事、駐車場整備工事、舗装工事 一式

## (4) 工期

令和4年3月31日限り

## (5) 電子入札の実施

本件入札に係る入札参加申込み及び入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（調達業務を実施するためのもの。以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、紙による入札参加申込み又は紙による入札を希望する者は、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加申込み及び入札を行うことができる。

## (6) 技術提案の受付

本件工事は、本契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の適用工事である。

## 2 応募方法

特別共同企業体による。

## 3 入札参加資格

本件工事の入札に参加することができる資格を有する者は、一般競争入札等に参加する者に必要な資格等（昭和41年兵庫県告示第149号）に基づく兵庫県の建設工事に係る入札参加資格を取得している者又は開札時までに入札参加資格を取得した者で、次に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

## (1) 特別共同企業体の構成員の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の建設工事の一般競争入札参加資格を取得しており、その工種が建築一式工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の有効期間が本契約締結予定日（令和2年6月下旬・議決日以降）までであること。

なお、確認基準日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が本契約締結予定日までに失効する場合は、開札後の総合評定値通知書の確認日において本契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 建設業法の規定による建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値(P)が、代表構成員にあつては1,200点以上、その他の構成員にあつては1,000点以上であること。

カ 平成16年度以降に、代表構成員にあつては1棟又は同時施工で2棟以上の合計の延べ面積が7,300平方メートル以上の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、かつ、地上4階建以上の建築物の新築、改築又は増築工事を、その他の構成員にあつては1棟又は同時施工で2棟以上の合計の延べ面積が3,600平方メートル以上の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、かつ、地上2階建以上の建築物の新築、改築又は増築工事を、それぞれ元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）として完成した施工実績（工事が完成し、その引渡しが完了

したもの)を有すること。

キ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていないこと。

ク 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(旧会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づくものを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等」という。)がなされていないこと(ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。)

ケ 本件工事に係る設計業務等の受託者でなく、また、次に掲げる(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

(イ) 本件工事に係る設計業務等の受託者 株式会社山本設計

(ウ) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

(ロ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

コ 入札参加資格の確認基準日は、下記6(1)に定める入札参加申込書等の提出期限の日とする。

(2) 特別共同企業体の資格要件

ア 特別共同企業体の構成員は3者とし、それぞれの出資比率が20パーセント以上であること。

また、各構成員が、兵庫県建設工事に係る特別共同企業体取扱要綱に定める資本関係又は人的関係にある者(関係する会社)にないこと。

イ 特別共同企業体の代表構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であること。

また、出資比率は構成員中最大であること。施工能力の判定は、原則として建設業法の規定による当該工種に係る経営事項審査結果の総合評定値(P)の点数が大きい者とする。

なお、その総合評定値(P)の格差が僅少であることにより両者の施工能力が近接していると合理的に判断される場合にあっては、本件工事の施工に特殊技能等を必要とする場合のほかは、構成員の自主的な評価によって決定することができる。

ウ 特別共同企業体の結成方法は、自主結成とし、本件入札に関して入札参加申込みを行った他の特別共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

エ 特別共同企業体の構成員の一部が、入札参加申込締切後に会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等がなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたこと(以下「倒産等」という。)により、その企業体の構成員の資格を失った場合においては、令和2年4月28日(火)までの間、その企業体の残存構成員は、資格を失った構成員に代わる構成員を補充した上で、新たな特別共同企業体を結成し、入札参加の申込みを行うことができ、新たな入札参加申込者が入札日までに入札参加資格の確認を受けたときは、入札に参加することができる。

オ 特別共同企業体の全ての構成員は、本件工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を本件工事に専任で配置すること。

(3) 配置技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

また、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係)がある者であって、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

なお、監理技術者については、代表構成員が配置すること。

(イ) 1級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有すること。

(ロ) 平成16年度以降に、1棟又は同時施工で2棟以上の合計の延べ面積が7,300平方メートル以上の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、かつ、地上4階建以上の建築物の新築、改築又は増築工事の施工経験を有すること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本件工事が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、本件工事に専任で配置すること。  
なお、契約工期中は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合を除いて、当該配置技術者を変更することを認めない。

(4) 現場代理人の要件

ア 建設工事請負契約書第10条第1項第1号に規定する現場代理人を適正に配置できること。

また、現場代理人は、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であること。

なお、現場代理人については、代表構成員が配置すること。

イ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した現場代理人を、本件工事現場に常駐で配置すること。

ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

4 契約条項等を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等及び7(5)ケで提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和2年3月6日（金）から同年5月7日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）

毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧場所（公告事務を担当する事務所、問合せ先）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課

電話（078）341-7711 内線4340、4365

5 入札説明書及び入札参加資格確認資料並びに誓約書及び設計図書の交付

(1) 交付期間

ア 入札説明書及び入札参加資格確認資料

令和2年3月6日（金）から同月23日（月）まで

イ 誓約書及び設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下同じ。）

令和2年3月6日（金）から同年5月7日（木）まで

(2) 交付方法

兵庫県のホームページ（<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>）に掲示して様式等を提供する。

なお、様式等は、兵庫県ホームページの「入札・公売情報」→「入札・公売情報」の中の「入札情報サービス」（<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>）（以下「入札情報サービス」という。）→「入札公告」→「検索」→本件工事の「工事名称」→「公告文書等」の中の「Download」順にクリックして各画面を開き、ダウンロードを行い保存することにより取得すること。

6 入札参加の手続

本件工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

令和2年3月9日（月）から同月23日（月）まで（土曜日、日曜日及び兵庫県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。）

毎日午前9時から午後4時まで（入札参加資格確認資料の提出については、正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出方法

ア 入札参加申込書は、電子入札システムを使用して送信する。

なお、入札参加申込みを有効に行うためには、入札参加申込書の情報が、提出期間中に、契約当事者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイル（以下「電子計算機ファイル」という。）に記録されなければならない。

また、入札参加申込書を送信した者は、証拠として参加申込書受信確認通知を保管しておくこと。

イ 入札参加の申込みに使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ、特別共同企業体の代表構成員の兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に記載された代表者又は受任者の名義で取得して、そのICカードの情報を兵庫県の電子入札システムに登録し

たものとする。

ウ 入札参加資格確認資料は、上記4(2)の場所に持参する。

## 7 入札手続等

### (1) 入札期間

令和2年5月8日(金)及び同月11日(月)午前9時から午後5時まで(令和2年5月11日(月)は正午まで)

### (2) 開札日時

令和2年5月12日(火)午前10時

### (3) 入札方法等

ア 入札書に必要な事項を入力し、電子入札システムを使用して送信すること。

イ 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書(金抜設計書の全ての項目について確認できるもの)については、入札説明書10(3)イの方法により電子入札システム若しくは持参又は郵送により提出すること。

### (4) 入札保証金及び契約保証金

要

### (5) 入札に関する条件

ア 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が、電子計算機ファイルに所定の入札期間内に記録されること。

イ 所定の額の入札保証金が納付(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)されていること。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 電子計算機ファイルに記録されるべきものが分明であること。

オ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入力された金額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

カ 入札に使用したICカードが、入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者が取得したものであり、かつ、やむを得ない事由があると契約当事者が認めた場合を除き、入札参加の申込みを使用した名義人のものであること。

キ 所定の方法で所定の日時まで、第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書(金抜設計書の全ての項目について確認できるもの)を提出すること。

ク 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において上記イからカまでの条件に違反し無効となった入札者のうちウに違反し無効となったもの以外の者

ケ 落札金額が200万円(消費税及び地方消費税を含む。)を超える場合には、落札決定後、直ちに落札者が暴力団でないこと等についての誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書を提出すること。

### (6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。

エ ICカードを不正に使用した入札は無効とする。

オ 下記9(4)エにより技術者を追加して配置しなければならない場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できない者のした入札は無効とする。

カ 別紙、入札説明書10(4)イで定められた額の契約保証金を納付することができない者の入札は無効とする。

### (7) 落札者の決定方法

ア 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設けているので、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査の上、落札者を決定する。

なお、調査の対象となった者は、この調査に協力すること。

ウ 確認基準日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が本契約締結予定日まで失効するため入札参加資格の確認を保留している場合は、落札決定を保留して本契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書により入札参加資格を確認の上、落札者を決定する。ただし、入札参加資格の確認ができない場合は、その者を落札者としなない。

エ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちにくじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

オ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消す。

#### (8) 契約の締結

ア 落札者が暴力団でないこと等の誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

イ 工事請負契約の締結に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を要するので、落札決定の日から7日以内に、兵庫県が作成した建設工事請負契約書により仮契約を締結し、議会の議決を経た後、本契約を締結する。

ウ 落札決定後、議会の議決までの間に、落札者である特別共同企業体の構成員が倒産等となった場合は、仮契約を締結せず、仮契約を締結しているときは仮契約を解除する。ただし、落札者が、資格を失った構成員を除いて特別共同企業体協定書を変更して、その協定書を議案の上程日の前日までに提出し、変更後の特別共同企業体の構成員が2者となっている場合において、仮契約を締結していないときには仮契約を締結することがあり、仮契約を締結しているときには締結している仮解約を解除せず一部変更の仮契約を締結することがある。

#### (9) 支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

- ア 年割支払 有
- イ 前金払 有
- ウ 中間前金払 有
- エ 部分払 有
- オ 中間前金払と部分払の選択該当工事の別 有

#### 8 下請負人の健康保険等加入義務等

(1) 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(2) (1)の規定にかかわらず、受注者は、次に掲げる下請負人の区分に応じて、次に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

ア 受注者と直接下請契約を締結する下請負人

次のいずれにも該当する場合

(イ) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合



(イ) 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

イ アに掲げる下請負人以外の下請負人  
次のいずれかに該当する場合

(7) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(イ) 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

(3) 発注者は、受注者が(1)に掲げる届出をしていない社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結したときは、この契約を解除することができる。ただし、(2)に規定する場合を除く。

(4) 受注者は、当該社会保険等未加入建設業者が(2)イに掲げる下請負人である場合において(7)に定める特別の事情が認められず、かつ、受注者が(イ)に定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

## 9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約を締結した者は、次のア及びイを兵庫県に提出すること。

ア 本件工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

イ 下請契約等及び本件工事に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣契約（以下「労働者派遣契約」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第2項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

(3) (2)の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。

(4) 調査基準価格を下回った場合の措置

ア 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを入札者からの提出資料、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、審査の上、落札決定する。

イ なお、その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、特別重点調査基準価格（直接工事費については90パーセント、共通仮設費については70パーセント、現場管理費については90パーセント、一般管理費については55パーセントをそれぞれ乗じて得た価格を合計したもの）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。

また、特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ、上記に示す特別重点価格を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある（詳細は、「低入札価格調査における特別重点調査について」を参照のこと。）。

ウ 調査基準価格を下回った入札を行った者に対しては、開札後の令和2年5月12日（火）午後5時までに連絡するものとし、資料の提出は令和2年5月18日（月）午後5時までにを行うものとする。

なお、事情聴取の日時、場所等必要な事項は別途通知する。

資料の提出が一部でもない場合、内容に不備がある場合及び事情聴取に応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として失格とする。

エ 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に、3(3)アに定める代表構成員が配置する監理技術者の要件と同一の要件（3(3)ア(イ)に掲げる施工経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

なお、当該技術者はいずれかの構成員が配置するものとし、施工中、監理技術者を補助し、監理技術



イ 駐輪場の用地および台数について、「西宮市開発事業等におけるまちづくりに関する条例」に基づく附置義務台数を確保されたい。

ウ 駐輪場の需要が発生した場合は、自己の敷地内で責任を持って確保されたい。

(3) 来退店経路等に係る事項

ア 計画地南側の国道2号は、路線バスの運行ルートになっている。計画地南側には「森具」停留所があるので、開店前及び開店後に多数の自動車の来場が見込まれる場合は、路線バスの運行の支障とならないように配慮されたい。

イ 駐車場出入口に交通誘導員を配置する等、適切な交通誘導を行うこと。

ウ 来退店車両や荷さばきの車両等が周辺の生活道路内に入り込まないように、適切な交通誘導計画を行うこと。

エ 開店後に交通安全上において問題が生じた場合は、直ちに対策を講じること。

オ 出入り相互通行の車両出入口の間口は、5.5メートルが原則である。

(4) 廃棄物に係る事項

良好な商業環境を目指し、地域社会の一員として、関係法令等に基づいた廃棄物に係る情報提供や廃棄物等の運搬や処理、減量化及びリサイクルの推進などについて、下記のとおり協力されたい。

ア 「廃棄物減量化等計画書兼廃棄物管理責任者選任（変更）届出書」の提出に協力されたい。西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第8条において定めている特定事業者にあたる場合は提出義務があるので、速やかに提出されたい。また、併せて、「廃棄物管理責任者」を選任されたい（本件の場合、卸小売業・特定事業者該当する。）。

イ 法令等に基づき、店舗の産業廃棄物、一般廃棄物を適正に処理されたい。

ウ 事業系一般廃棄物の減量のため、ダンボールやOA用紙などの再資源化可能古紙類は分別し、リサイクルされたい。

エ 店舗から排出する一般廃棄物の責任所在は排出事業者にあることから、計量をするなどして排出量や推移を自社や管理会社にて把握されたい。

オ 市が貴社や管理会社、店舗に、一般廃棄物の排出状況について訪問調査、照会等を依頼した場合には、協力されたい。

カ 複合商業施設等の管理会社等が委託を受けて一般廃棄物等の管理をする場合は、管理会社は店舗等と廃棄物管理に係る契約を書面等にて行い、各店舗に廃棄物適正処理の協力を求めるとともに排出状況を把握されたい。

キ 物販店は、プラスチック類の排出抑制を推進するため、レジ袋削減に向けた取組や買い物袋持参促進などのプラスチック製容器包装削減に努め、事業者と市で行う協議や各種強化キャンペーンに協力されたい。

ク 飲食料品販売店や飲食店の場合は、食品ロスの削減を推進されたい。

ケ 廃棄物の処理に関しては、可能な限り市担当所管と協議されたい。

(5) 騒音に係る事項

ア 搬出入車両や荷物の積み下ろしに伴う騒音は、本来規制の対象ではないが、作業の時間帯を考慮する、隣接する住居から離れた場所で作業を行うなど、近隣に十分配慮されたい。

イ 搬出入車両を含めアイドリングしないよう看板等で啓発されたい。

(6) 街並みづくりに係る事項

ア 屋外広告物の設置を計画する場合は、屋外広告物の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等に十分留意し、周辺の景観と調和するものとされたい。

イ 建築物に表示もしくは設置する広告物については、建築物の規模及び意匠との調和に配慮し、一体感のある形状とされたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和2年3月6日から1月間



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和2年3月6日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
令和2年度（上半期）用品単価契約【PPC用紙（B4、A3、A4）】
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和2年2月21日
- 4 落札者の名称及び住所  
永井産業株式会社神戸支店 神戸市東灘区魚崎浜町27-21
- 5 契約単価（税抜）  
B4 1,950円  
A3 1,572円  
A4 1,390円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和2年1月10日



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年3月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
小野市天神町字大歳ノ上1128番1、1128番3、1128番4、1129番1、1130番、1134番1、1145番、1128番1地先里道
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加古川市平岡町新在家3丁目288番地の10  
株式会社明治住建 代表取締役 田中伸祐
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和元年7月17日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-6号（1小野）